

議案第120号

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月2日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

居宅介護福祉用具購入費に係る保険給付の国規定の支給限度基準額に代え、市独自に定める基準額とするための改正

飛驒市介護保険条例の一部を改正する条例

飛驒市介護保険条例(平成16年飛驒市条例第141号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第2章 介護認定審査会及び認定資料の開示(第2条-第5条) を
第3章 介護保険運営協議会(第6条-第8条) 」

「第2章 介護認定審査会及び認定資料の開示(第2条-第5条)

第2章の2 保険給付(第5条の2) に改める。

第3章 介護保険運営協議会(第6条-第8条) 」

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 保険給付

(居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額)

第5条の2 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第5項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、50万円とする。

第10条第2項中「介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市介護保険条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章～附則 略</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者（<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者</u>をいう。第14条において同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第2章の2 <u>保険給付（第5条の2）</u></p> <p>第3章～附則 略</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>第2章の2 <u>保険給付</u> <u>（居宅介護福祉用具購入費に係る支給限度基準額）</u></p> <p>第5条の2 <u>居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条第5項の規定により厚生労働大臣が定める額にかかわらず、50万円とする。</u></p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者 <u>法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者</u>をいう。第14条において同じ。）に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>以下 略</p>

飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の背景・趣旨

介護人材不足、新規経営法人確保等の困難な実情や今後の推計を背景に、第6期介護保険事業計画でも明示しているとおり、今後における介護保険施設の増床整備が見込みづらい状況の中、地域包括ケア推進による在宅介護の限界点を高める施策展開を図ることが課題である。

そのため、保険給付における福祉用具購入品目として昨年4月から新たに対象となった最新の排泄支援機器等の家庭への普及を推進し、在宅における排泄介助の際の介護者の手間軽減や要介護者の快適性向上と心的負担軽減を図っていくため、用具購入時の利用者自己負担を軽減できるよう介護保険法に規定する市町村条例に基づく保険給付の上乗せを実施する。

2 改正の内容

居宅介護福祉用具購入費の保険給付額の支給限度基準額を国規定の年額10万円から市独自基準額として年額50万円に増額する。増額上乗せ分については、第1号被保険者の保険料相当を財源として給付することとされている。

3 施行日 公布の日